

社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会 表彰規程

(目的)

第1条 社会福祉事業に功績のあった者ならびに業績優秀な社会福祉施設・団体等の功績顕著なものに対し、丸亀市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が表彰又は感謝の意を表し、その功労に報いると共に今後における本市社会福祉事業の進展に資することを目的とする。

(表彰・感謝の方法)

第2条 表彰・感謝は、会長が表彰状又は感謝状を贈ることによってこれを行う。ただし金品を併せて贈ることができる。

2 表彰・感謝は、市社会福祉大会が開催される年次においては同大会でこれを行い、同大会が開催されない年次においては適当な方法をもって行うものとする。

3 感謝のうち、第6条第1号の規定に該当するものは、前2項の適用を除外することができる。

(表彰の対象)

第3条 表彰は次の各号に定めるものを対象とする。

- (1) 民生委員児童委員及び保護司、人権擁護委員、福祉ママ等地域福祉活動の推進に係る協力者で功績顕著なもの
- (2) 地区社会福祉協議会、社会福祉施設及び社会福祉団体等の役員及び職員でその功績顕著なもの
- (3) ボランティア及びボランティア団体でその功績顕著なもの
- (4) 社会福祉活動が特に優秀な地区社会福祉協議会及び社会福祉施設並びに社会福祉団体等
- (5) 自立更生努力者

(感謝の対象)

第4条 感謝は、社会福祉活動に積極的に協力し、その功績顕著なものを対象とする。

(表彰該当の資格)

第5条 表彰に該当する者の資格は、次の各号の1に定める条件を具備しているものとする。

- (1) 民生委員児童委員及び保護司、人権擁護委員、福祉ママ等の現職にあつてその在職期間が9年以上（在職期間が中断されている場合は在職期間を通算する。）で社会福祉増進に積極的に努力をなし、その功績が顕著なもの
- (2) 地区社会福祉協議会の役員、社会福祉施設（市内施設に限る）及び社会福祉団体の役員の現職にあつてその在任期間が10年以上（在任期間が中断されている場合は在任期間を通算する。）で功績顕著なもの
- (3) 社会福祉施設（市内施設に限る）及び社会福祉団体等の職員の現職にあつて、在職期間が15年以上（在職期間が中断されている場合は在職期間を通算する。）で功績顕著なもの（社会福祉施設職員の場合は民間施設で現業に従事する者に限る）、その他、社会福祉協議会の支援員の現職にあつて、在職期間が10年以上（在職期間が中断されている場合は在職期間を通算する。）の功績顕著なもの
- (4) ボランティアとして10年以上、ボランティア団体として5年以上にわたり市内を活動拠点に置き、積極的に活動を行い、その功績が特に顕著な個人及び団体で、なお現在活躍中のもの
- (5) 社会福祉活動が特に優秀な地区社会福祉協議会及び社会福祉施設並びに社会福祉団体
- (6) 困難な環境を克服し、地域社会における他の模範として相当年月活躍中の自立更生努力者

（感謝の資格）

第6条 感謝に該当する者の資格は、次の各号の1に定めるもの条件を具備しているものとする。

- (1) 個人にあつては、20万円以上の香典返しに代わる寄付があつた場合
- (2) 前号以外で、個人又は団体にあつては、10万円以上の金品の寄付があつた場合
- (3) 社会福祉事業に積極的に協力した個人・団体で功績が顕著であり会長が認めた場合

(表彰除外)

第7条 前条各号に該当するも既往において、会長、丸亀市長表彰及び香川県社会福祉協議会会長、香川県知事表彰または中央表彰を受けた者は表彰しない。

(表彰・感謝の数)

第8条 表彰・感謝の数は会長が別に定める。

(候補者の推薦)

第9条 社会福祉施設・団体の長は、この規定に定める表彰又は感謝に該当する候補者を別紙様式(様式第1号～様式第6-2号)により会長に推薦するものとする。

2 前項のほか会長は、候補者を推薦することができる。

(表彰審査委員会)

第10条 表彰・感謝該当者を審査するため表彰審査委員会を置く。

2 委員会は会長の委嘱する委員若干名をもって組織する。

(表彰者の決定)

第11条 会長は表彰審査委員会の審査を経て表彰者を決定し、推薦者にその結果を通知する。

附 則

この規程は、平成17年9月27日から施行し、平成17年3月22日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

表彰・感謝候補者推選に当たっての留意事項

- 1 在職（在任）年数及び年齢の算定基準は、原則として当該年度の4月1日現在とする。但し、民生委員児童委員に限り当該年度の11月30日現在とする。
- 2 功績概要は、具体的に箇条書きで記入すること。
- 3 記載事項は、記入もれのないように、また、記入事項がない場合は、「なし」と記入すること。
- 4 表彰審査の参考上区分ごとに推選順位を付すること。
- 5 第5条第4号の条文中「ボランティア、ボランティア団体で功績が特に顕著な者」とは、活動範囲が広域的であり、内容が全市的に見て他の模範となるものであること。また、活動も年間を通じて、継続的に実施されているものであること。
- 6 第5条第6号の条文中「自立更生努力者」とは、単に自立更生したに留まらず、地域社会に貢献しており、広く他の模範となるものであること。